

特定行為研修制度および精神科認定看護師制度に関する検討プロジェクト 中間報告（2020年度）

1. 検討内容

本プロジェクトは昨年度の報告をふまえて、特定行為研修制度の実施、精神科認定看護師制度の改正にむけて検討している。その中間報告として、これまでの検討内容を公表する。

2. 特定行為研修について

- ・特定行為研修は2022年度の開講をめざし、2021年度に指定研修機関の申請を行う。
- ・共通科目・区分別科目について、eラーニングを用いて実施することになった。

3. 精神科認定看護師制度の改正について

- ・コロナ禍による社会の変化をふまえ、制度改正の時期は2023年度とし、新認定制度の方向性をふまえて、制度改正について検討していく。
- ・制度改正に伴い、現行による受講資格審査の実施は2021年度を最後とし、募集は8か月コースのみとする。

制度改正の方向性

・精神科看護の高度な専門性を備えた精神科認定看護師としての役割を果たすため、必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるようにカリキュラムを見直す

・精神科認定看護師が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムへ積極的に参画することや、地域共生社会の実現をめざした活動に取り組んでいけるように、認定資格取得後のフォローアップ体制を検討する

参考資料: 特定行為研修と認定制度改革に関するスケジュール

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) 【特定開講】	2023年度 (令和5年度) 【認定改正】	2024年度 (令和6年度)
特定行為研修	<p>特定行為研修の周知</p>	<p>特定行為研修の受講生・実習施設の確保</p> <p>申請</p> <p>受講生募集</p>	<p>開講 特定行為研修の実施</p>		
現行の認定制度	<p>現行制度の教育課程の実施</p>	<p>現行制度最後の受講資格 (8か月のみ募集)</p>		<p>認定試験(最終)</p>	
改正後の認定制度	<p>カリキュラム等の見直し</p>		<p>新制度受講資格</p>	<p>制度改正 新教育課程・認定試験の実施</p>	